

## 女性起業家交流会 in HOKURIKU イベント会計規約（案）

### 第1条 （目的）

当規約は、女性起業家交流会 in HOKURIKU（以下当会）のイベント開催時における会計業務についての細則を定めることを目的とする。

### 第2条 （構成）

イベント会計は、イベントごとに設置する。イベント会計担当（1名）、イベント会計補佐（1名以上）で構成されるものとする

### 第3条 （予算）

イベント会計は、イベント開催の1ヶ月前までに予算案を会計委員会まで提出し、同2週間前までに代表・副代表及び各委員長の承認を得るものとする。

### 第4条 （決算）

イベント会計は、イベント終了後2週間以内に決算報告し、同1ヶ月以内に代表・副代表及び各委員長の承認を得るものとする。

### 附則

第1条 この規約は、平成21年5月1日より実施する。